

# 人種差別の「包括的定義」と「交差性」

——国連人種差別撤廃委員会の勧告と日本政府の  
応答をめぐって——

上 杉 富 之

## はじめに

本小論は、日本が1995年に加入した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（「人種差別撤廃条約」）について、日本政府が提出する一連の「定期報告書」とその報告書に基づいた国連人種差別撤廃委員会の勧告（「総括所見」）、及びその勧告に対する日本政府の応答（「コメント」）等の概要を紹介し、人種差別撤廃委員会と日本政府の間に人種差別の解釈や現状認識について根本的な見解の相違があることを指摘するものである。その上で、人種差別撤廃条約の趣旨・理念に基づいて日本政府の条約の解釈と訳文の修正を提案する。

今から数年前（2018年）の8月下旬、筆者は奉職している成城大学の学生たちとともに沖縄県糸満市に出かけ、文化人類学

のフィールドワーク実習（「文化史実習Ⅲ」）を実施していた。その際、いつものように現地の新聞数紙に目を通していて、8月31日のトップニュースとその関連記事に目を奪われた。2018年8月末に公表された、国連人種差別撤廃委員会から日本政府に向けた勧告に関するニュースであった<sup>(1)</sup>。人種差別撤廃委員会が日本政府の沖縄の米軍基地問題等に関する政策を人種差別と断じ、改善を勧告したことを報道するものであった。また、アイヌ民族も同様に人種差別を被っていることから、アイヌ民族と共闘して人種差別に対抗しようと呼びかけるような記事もあった。

沖縄での実習授業を終えて自宅（埼玉）に戻り、8月31日付けの全国紙各紙（『朝日新聞』、『読売新聞』、『日本経済新聞』など）を探し出して目を通したが、人種差別撤廃委員会の勧告については従軍慰安婦問題にだけ焦点が当てられており、彼我の報道姿勢の違いに驚いた<sup>(2)</sup>。と同時に、沖縄が直面している米軍基地問題等のさまざまな問題は、日本内地の新聞から見れば、本来的な「人種差別」ではないと思われているとの感を新たにした。

沖縄県糸満市における実習から2年経た2020年5月、アメリカで白人警官によってアフリカ系アメリカ人が圧殺された事件をきっかけとして、アメリカはもちろん世界中で人種差別に対する抗議運動、Black Lives Matter（「黒人の命も大切だ」）が展開されることとなった。日本でもかなりの関心を集め、学生た

(2)

ちの中には直接行動はしないものの SNS 等を通して人種差別に反対を表明する者も見受けられた。そこで、勤務先大学の文化人類学関連の授業の中で、筆者もこの問題を取り上げた。その中で気づいたのだが、学生たちは人種差別に当然のごとく反対を表明するものの、アイヌ民族や沖縄の人々、部落民に対する日本政府の不当な処遇が国連人種差別撤廃委員会から「人種差別」として認定され、1995年に日本が人種差別撤廃条約に加入して以来20年以上にわたって何回も改善を勧告されていることをまったく知らず、また、そのことは、私たち日本人がアメリカの人種差別主義者と同様に「人種差別主義者」であるということの意味するという自覚がほとんどないことに気づいた。

学生たち、さらには私たち日本人はなぜ人種差別を他人事（アメリカや南アフリカ共和国等の外国のこと）として捉えているのか。沖縄の人々や部落民への差別を人種差別と捉えるべきだとするならば、人種差別とはそもそも何なのか。国連の人種差別撤廃委員会はなぜ、どのような理由で日本（政府）が沖縄の人々や部落民に対して人種差別をしていると非難するのだろうか。こうした疑問の答えを、本小論では、日本が1995年に人種差別撤廃条約に加盟して以降日本政府が提出した一連の「定期報告」とそれに基づく人種差別撤廃委員会の「勧告」（「総括所見」）、及びその勧告に対する日本政府の「応答」（「コメント」）等の検討を通して明らかにする。その上で、人種差別撤廃条約の理念に則り、日本政府の人種差別の解釈と条約訳文の文言の

修正を試みる。

以下、まず第1章で、混同されがちな人種主義（racism）と人種差別（racial discrimination）を概念上区別し、人種差別の定義としてはもっとも信頼に値する、人種差別撤廃条約の冒頭における定義を紹介する。続く第2章では、人種差別撤廃条約を批准した日本政府が締約国の義務として提出する一連の「定期報告」と、それに対する国連人種差別撤廃条約委員会の審査結果、「総括所見」の概略を示す。第3章では、日本政府と人種差別撤廃委員会との間の主要な解釈や見解の相違点に焦点を当て、それが結局、人種差別の包括的な定義にかかわっていることを明らかにする。また、第4章では、人種差別を廃止する上で人種差別撤廃委員会が特に注目するもう一つの検討課題、女性の人種差別をめぐる交差性ないし複合性について述べる。そして、最後に、私たち日本人が世界標準の人権の見方や考え方をもち、人種差別を撤廃するためには人種差別を包括的に定義し、また人種差別の交差性（複合性）について十分に配慮しなければならないことを論じる。

## 1. 人種主義と人種差別

人種差別問題を考える際、人種差別としていったい何が問題とされているのか、人種差別はいったい何に基づく差別なのかを確認しておく必要がある。そのためには、日本の日常会話やマ

メディア等でしばしば同義とみなされたり時として混同されたりして混乱を招いている「人種主義」(racism)と「人種(的)差別」(racial discrimination)を概念上、区別しておきたい。

### (1) 人種主義

「人種主義」(racism)とは、生物としてのヒトを先天的、遺伝的な身体上の特徴(特に皮膚、毛髪、眼の色等)から分類したときの単位を人種(race)というが、そうして定義される人種の間にならば異なる身体的及び知的な明確な差があるとする考え方や思想、イデオロギーのことである<sup>(3)</sup>。従って、人種主義は本来、生物としての人間の区分、すなわち人種の間にならば身体的・知的な特徴や能力差があることを認め、それに基づいて人間を区別しているに過ぎないともいえる。しかしながら現実には、人種間の能力差がその人種に属する人々の優劣や善悪に重ね合わされ、人種に基づいて差別や排除、優遇等が行われるため、人種主義はしばしば「人種差別」(racism)と同義とみなされる。人種を事由ないし要件とする差別をここでは「狭義の人種差別」ということとする。

以上のごとく定義される人種主義、そしてまたそれに基づく人種差別(狭義の人種差別)には一つの大きな特徴がある。人間(ヒト)は生物学的・遺伝的なないし先天的、生得的な身体上の特徴、特に皮膚の色や毛髪の色・形状、眼の色等から明確に分類できるとする見方や考え方の存在である。言葉を換えてい

うと、人種主義やそれに基づく人種差別は、一般的にはしばしば他の事由や要因も含めたあいまいなものになっているものの、本来的にはもっぱら生物学的な人種概念に基づいているということになる。

言うまでもないことではあるが、今日の生物学や医学、人類学においては、人間（ヒト）を生物学的な「人種」に明確に分類できるという意味での単純な人種概念はすでにほぼ使用されなくなっている。また、緩やかな意味で人種概念を使用する場合であっても、人種を身体的・知的な能力や才能と結び付けて考えることはまずない。

## (2) 人種差別

「人種差別」ないしより正確には「人種的差別」(racial discrimination) は、それが使われる時代や分野、文脈などに応じてさまざまに定義され使用されており、必ずしもその意味内容が一致しているわけではない。しかしながら、今日、もっとも信頼され広範に使用されている定義は、1965年12月21日に国連総会で採択され、1969年1月4日に発効した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination。以下、「人種差別撤廃条約」ないし「条約」と略述)における定義であると言えよう。人種差別撤廃条約第1部第1条第1項は人種差別を以下のように定義している<sup>(4)</sup>。

Part I, Article 1, 1. In this Convention, the term “racial discrimination” shall mean any distinction, exclusion, restriction or preference based on race, color, descent, or national or ethnic origin which has the purpose or effect of nullifying or impairing the recognition, enjoyment or exercise, on an equal footing, of human rights and fundamental freedoms in the political, economic, social, cultural or any other field of public life. (下線筆者)

英語正文の人種差別の定義は、日本政府（外務省）の公定訳<sup>(5)</sup>では以下のように訳されている（以下、日本政府の公定訳・仮訳は、特に断らない限り「和訳」と略述）。

第1部第1条1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。（下線筆者）

以上の人種差別撤廃条約の英語正文、和文公定訳において、筆者が下線を施した部分が人種差別の定義の中核部分である。す

なわち、人種差別とは、外務省が公表している公定訳に従うと、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」ということになる。

条約における定義から明らかにように、人種差別 (racial discrimination) は「人種」(race) や「皮膚の色」(skin color) のみならず「世系」(descent) や「民族的若しくは種族的出身」(national or ethnic origin) などに基づく差別であって<sup>(6)</sup>、もっぱら人種に基づく人種主義ないしそれに基づく狭義の人種差別とは明らかに異なる。人種差別撤廃条約の定義に明記されているように、人種差別は「人種」に基づく差別だけでなく、「世系」や「民族」などの他の事由、要素も広く含めた差別を意味している (この種の人種差別の定義、解釈を、ここでは「広義の人種差別」ということとする)。換言すると、今日の人種差別は人種だけでなく、人種及び人種に関連した人種的な事由、要素をも含めた差別ということになる。従って、racial discrimination は、単なる「人種差別」ではなくより包括的な意味を込めて、厳密には、「人種的差別」と訳すべきであろう。

とはいえ、racial discrimination に対しては一般に「人種差別」の訳語が充てられており、またこの訳語はすでに広く普及している。そこで、本論文においても以下、特に人種差別の定義をめぐる訳語の問題を扱う本小論の後半以降は別として、慣用に従って racial discrimination に「人種差別」という訳語を充てることとする。



いずれにせよ、ここでは、概念的に、人種差別が人種主義に基づく狭義の人種差別 (racism) と、人種差別撤廃条約に見られるような広義の人種差別 (racial discrimination) の2つに分けられ、前者は「人種」を、後者は「人種」に加えて「世系」や「民族」なども人種差別の事由・要因として挙げており、その点で両者には根本的かつ明確な相違があることを確認しておきたい。

## 2. 日本政府の「報告」と人種差別撤廃委員会の「所見」

すでに述べたように、人種差別撤廃条約は1965年12月21日に国連総会で採択され、1969年1月4日に発効した。条約に加入すると、締約国は条約第9条第1項に基づき、条約の諸規定の実現のためにとった立法・司法・行政上、あるいはその他の措置に関する報告書を定期的に国連事務総長に提出することが義務づけられている。

締約国はその国について条約が発効してから1年以内に初回の報告書を提出し、その後は2年ごとに「定期報告書」(periodic report)、あるいは委員会の要請に応じて随時報告書や回答を提出しなければならない。報告書を受け取った委員会はそれを審査し、評価すべき点や懸念すべき点、及び勧告 (recommendation) を盛り込んだ審査結果を「総括所見」(concluding observation) として採択し、公表する。

日本は人種差別撤廃条約に1995年12月15日に加入し、その結果、日本についても1996年1月14日に条約が発効した。規定では日本は1997年1月半ばまでに第1回目の報告書を提出しなければならなかったが遅れ、結局、1999年6月に第1回と第2回の報告書を一つの文書に統合して提出した。その後、2008年8月に第3回～第6回の統合報告書を、2013年1月に第7回～第9回の統合報告書を、2017年1月に第10回・第11回の統合報告書を提出し、これまでに計4回の定期報告書を提出している。人種差別撤廃委員会はそれぞれの報告書を審査し、その結果（勧告等）を総括所見として採択し、公表している。委員会の総括所見に対し、日本政府は必要に応じて日本の立場を表明する「コメント（意見）」（comment）等を委員会に提出している。以下、日本政府が提出する「定期報告書」（以下、「政府報告」ないし「報告」と記す）とその報告書に対する人種差別撤廃委員会の審査結果である「総括所見」（以下、「委員会所見」ないし「所見」と記す）、及び総括所見に対して日本政府が日本の立場を示すために提出した意見（以下、「政府コメント」ないし「コメント」と記す）等について、本小論で検討する事項に焦点を当てながらその概要を紹介する。

（1）第1回・第2回報告と所見

①2001年「政府報告」<sup>(7)</sup>

第1回・第2回の統合報告書は2001年1月付けで委員会に提

出された。

報告はまず冒頭で、日本は憲法で人権の尊重を規定していることを述べる。その上で、日本政府は日本の人口を民族的特徴 (ethnic characteristics<sup>(8)</sup>) の観点から区分・調査しておらず民族構成の詳細は明らかでないとしながらも、日本には民族としての独自性を保持したアイヌの人々が約2万4000人、在日韓国・朝鮮人を含めた在日外国人が約150万人、及び1万人余りの難民が居住していると述べ、それらの人々の法的位置付けや人権保護施策等を概略している (2001年「政府報告」、パラグラフ7-9<sup>(9)</sup>)。

一方、後に人種差別撤廃委員会から継続的に情報の不備や差別是正の勧告を受けることになる沖縄の人びとや部落民に関する言及はいっさいない。

なお、報告書の第4条において、日本は人種差別撤廃条約の第4条 (a) 及び (b)、すなわちヘイトクライムやヘイトスピーチの罰則を設けた禁止については結社並びに言論の自由等の観点から実行を「留保」することが記されている (同上報告、パラグラフ49-51)。

## ②2001年「委員会所見」<sup>(10)</sup>

日本政府が提出した第1回・第2回報告書に対する人種差別撤廃委員会の所見 (審査結果) は2001年3月に公表された。

委員会はまず、1997年の人権擁護施策推進法、1997年のアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓

発に関する法律、及び部落民に対する差別撤廃のための一連の同和対策事業特別措置法の施行を高く評価する（2001年「委員会所見」、パラグラフ4）。

その一方で委員会は、人種差別撤廃条約の対象となっているはずの韓国・朝鮮人マイノリティや部落民、沖縄の人々の経済的・社会的状況に関する情報が十分に報告されていないことを指摘する。特に、沖縄の住民が独自の民族集団（ethnic group）として認定されておらず差別的な待遇を受けていることを問題視している（同上所見、パラグラフ7）。

委員会はその理由として、日本が条約の人種差別の定義における descent（世系）の概念を race（人種）や national or ethnic origin（民族的若しくは種族的出身）と混同していることを指摘し、descent は部落民も条約の対象となるように解釈し直すべきだと勧告する（同上所見、パラグラフ8）。

### ③2001年「政府コメント」<sup>(11)</sup>

人種差別撤廃委員会の所見に対して日本政府は2001年8月に、日本政府の立場を表明する意見書（コメント）を提出している。

その中で、日本政府は、以下の2つの点で委員会の所見に異議を唱えている。

まず1つ目として、人種差別撤廃条約の適用範囲について委員会とは異なった見解を述べる。すなわち、日本政府は、人種差別撤廃条約の適用範囲は、「社会通念上、生物学的諸特徴を共

有するとされている人々の集団、及び社会通念上、文化的諸特徴を共有するとされている人々の集団並びにこれらの集団に属する個人につき、これらの諸特徴を有していることに基づく差別を対象とするものである」(2001年「政府コメント」、1.(2)(イ))と解釈し、「沖縄県に居住する人あるいは沖縄県の出身者は日本民族」(同上コメント、1.(2)(イ))であることから、条約の対象とはならないと反論する。

沖縄の人々(住民)についてはまた、委員会が「沖縄の住民は、特定の民族的集団として認識されることを求めており、また、現在の島の状況が沖縄の住民に対する差別的行為につながっていると主張している」との見解を示しているのに対し、日本政府は、「沖縄の住民が日本民族とは別の民族であると主張する人々がいることは承知しているが、それが沖縄の人々の多数意志を代表したものであるとは承知していない。… 沖縄県に居住する人あるいは沖縄県の出身者は日本民族であり、社会通念上、日本民族と異なる生物学的または文化的諸特徴を共有している人々であるとは考えられていない」(同上コメント、2.(1))ことから、条約の対象とならないとの見解を述べ、沖縄の人々が人種的にも民族的にも条約の対象とならないことを繰り返し主張する。さらにまた、「委員会が指摘する『現在の島の状況が沖縄の住民に対する差別的行為につながっている』ということが具体的に何を意味しているのか必ずしも明確ではない」(同上コメント、2.(2))として、差別の実態も存在しないと

主張する。

2つ目として、日本政府は人種差別の定義、特に事由に関して人種差別撤廃委員会に反論する。日本政府は、条約の人種差別の定義における descent（日本の公定訳は「世系」）は、「過去の世代における人種若しくは皮膚の色又は過去の世代における民族的若しくは種族的出身に着目した概念を表すものであり、社会的出身に着目した概念を表すものとは解されない」（同上コメント、1.（2）（ロ））と委員会の解釈と勧告に異議を唱える。そしてまた、「同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である」（同上コメント、1.（2）（ロ））ことから、部落民（同和地区の住民）は人種差別撤廃条約の対象とはならないと反論する。日本政府はさらに、「日本政府としては . . . . . 委員会の“descent”の解釈を共有するものではない」（同上コメント、3.（1））と、人種差別撤廃委員会の人種差別の定義の解釈そのものについても異議を唱える。

## （2）第3・第4・第5・第6回報告と所見

### ①2008年「政府報告」<sup>(12)</sup>

第3回～第6回の報告書は統合報告書として2008年8月付けで委員会に提出された。

報告書は日本の国土や人口、女性の人権状況に関する一般的な情報を提供した後で、アイヌの人々や在日外国人（特に韓国・朝鮮人）、難民（特にインドシナ難民）等の人権状況等を詳しく

報告する（2008年「政府報告」、パラグラフ10-32）。また、特にアパートヘイトに関する項目を立ててその種の差別が日本には存在しないことを説明しておきながら（同上報告、パラグラフ36）、委員会が前回の報告（第1回・第2回報告）に関する所見で要請していた沖縄の人々や部落民に関する情報がまったく盛り込まれていない。

②2010年「政府回答」<sup>(13)</sup>

日本政府が提出した第3回～第6回の統合報告書に対して、人種差別撤廃委員会は総括所見を作成する参考として、日本政府に質問書を寄せた。これに対し日本政府は、2010年1月、本小論で焦点を当てている人種差別の定義と適用対象について以下のような回答を提出している。

委員会の質問事項、被差別部落民の人権を保護するために descent（世系）に基づく差別概念をどのように国内法に盛り込んでいるのかという質問に対して、日本政府は、「本条約の適用上、“descent” は、過去の世代における人種若しくは皮膚の色又は過去の世代における民族的若しくは種族的出身に着目した概念を表すものであり、社会的出身に着目した概念を表すものとは解さず、『被差別部落に属する、又はその出身の人々』に対する差別は、同条約に規定する“descent” に基づく差別ではない」と、2001年の「政府コメント」の見解をそのまま繰り返している（2010年「政府回答」、問4.（答）1.）。

③2010年「委員会所見」<sup>(14)</sup>

日本政府が提出した第3回～第6回の定期報告に対する委員会の所見は2010年4月に公表された。

委員会は、冒頭で、日本政府が2008年にアイヌ民族を日本の先住民族として認めたこと<sup>(15)</sup>に祝意を表するとともに、アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、地位の向上を図るためにアイヌ政策推進会議が創設されたことを高く評価する（2010年「委員会所見」、パラグラフ5）。

しかしながらその一方で、条約の人種差別の定義における descent（世系）の概念が正しく理解されておらず、従ってまた部落民が本条約の対象となっていないことに遺憾の意を表している（同上所見、パラグラフ8）。委員会は、2002年の委員会の勧告と同様に、「『出自』に基づく差別は、社会的階層及び人権の平等な享受を無効とし又は損なうこれと類似の制度であって受け継がれた地位に関するものに基づくコミュニティのメンバーに対する差別を含む」（同上所見、パラグラフ8）という立場を改めて表明し、条約の第1条1項の人種差別の定義における descent という文言が単に生物学的な「人種」にかかわるものではないことを再度確認し、日本が条約に従って人種差別の包括的な定義（comprehensive definition）を採用することを勧告する（同上所見、パラグラフ8）。

また、上記の立場から、特に部落民に対する差別（同上所見、パラグラフ19）と沖縄の人々に対する差別（同上所見、パラグ



ラフ21) に言及し、改善を勧告している。

④2011年「政府コメント」<sup>(16)</sup>

人種差別撤廃委員会の所見に対して、日本政府は2011年3月に「コメント」(意見書)を提出した。しかしながら、このコメントは日本政府の立場や見解を表明するものではなく、委員会が指摘・勧告したアイヌの人々や沖縄の人々の差別改善について、日本政府が実施している施策等に関する情報を提供するにとどまっている。

⑤2012年「政府の回答」<sup>(17)</sup>

2012年3月9日付けの委員会の沖縄の人々の差別の現状に関する情報提供要請に対して、日本政府は2012年7月31日付けで以下のような回答を提出している。

本条約の適用対象となる「人種差別」とは、本条約第1条1に鑑み、社会通念上、生物学的諸特徴を共有するとされている人々の集団、及び社会通念上、文化的諸特徴を共有するとされている人々の集団並びにこれらの集団に属する個人につき、これらの諸特徴を有していることに基づく差別を対象とするものであると解される。この点に関し、人種差別撤廃委員会(以下、『委員会』という。)のいう「Ryukyans/Okinawa, an ethnic group」、「other Japanese residents of

Okinawa]、「the residents of Takae]、「the people of Okinawa]、「the ethnic communities living in the area]がそれぞれ厳密にいかなる人々のことを指しているかは必ずしも明確でないが、一般的に言えば、沖縄県に居住する人あるいは沖縄県の出身者がこれら諸特徴を有している、との見解が我が国国内において広く存在するとは認識しておらず、よってこれらの人々は本条約にいう人種差別の対象とはならないものと考えている。[2012年「政府回答」、総論]

⑥2013年「政府の追加情報」<sup>(18)</sup>

日本政府はさらに、2012年8月31日付けの委員会の沖縄の人々に対する差別の現状に関する情報提供要請に応じ、2013年1月付けで以下のような回答を提出している。

冒頭で、「日本政府としては、沖縄に居住する人又は沖縄県出身者が本条約にいう人種差別の対象とはならないものと考えており」（2013年「政府の追加情報」）と前置きをした上で、沖縄における米軍基地の現状と今後の負担軽減計画等について簡単な情報を提供している。

(3) 第7・第8・第9回報告と所見

①2013年「政府報告」<sup>(19)</sup>

第7回～第9回の政府報告は2013年1月付けで委員会に提出

(18)

された。

報告の「序論」で日本政府は、国内最高法規である憲法において、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種（race）、信条（creed）、性別（sex）、社会的身分（social status）又は門地（family origin）により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（2013年「政府報告」、パラグラフ3）と規定している旨を述べる。そして、この理念に則り、日本政府は人種、民族等も含めいかなる差別（any form of racial or ethnic discrimination）もない社会を実現すべく努力していることを述べる（同上報告、パラグラフ3）。

その上で、「総論」においては、女性（女性の状況に関する情報）やアイヌの人々（同上報告、パラグラフ13-24）、在日韓国・朝鮮人を含む在日外国人（同上報告、パラグラフ25-48）、難民（同上報告、パラグラフ49-64）の現状や人権擁護のための施策等について報告する。

一方、2013年「政府報告」は、部落民や沖縄の人々は人種差別条約の対象ではないとの立場から、部落民や沖縄の人々についてはまったく言及していない。

## ②2014年「委員会所見」<sup>(20)</sup>

第7回～第9回の政府報告に対する委員会の所見は2014年9月付で公表された。

委員会は、前回（2008年8月）の報告以降、日本政府が採用

した行政的、政治的な人種差別是正施策、中でも2009年12月に採択した人身取引対策行動計画を高く評価する（2014年「委員会所見」、パラグラフ3）。また、日本政府が2009年7月23日に「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」を、2014年1月20日に「障害者の権利に関する条約」を批准しことも評価する（同上所見、パラグラフ4）。

一方、委員会は、今回の報告の中に日本の人口の民族構成や現状に関する情報、特に外国人移民や難民等の国籍や民族、言語（母語）等に関する包括的で信頼に足る最新のデータを収集することを強く求めている（同上所見、パラグラフ6）。

また、平等及び非差別の原則を規定する日本国憲法第14条第1項において、「人種差別の定義が、民族的（national）あるいは種族的（ethnic）出身、皮膚の色（skin color）、あるいは世系（descent）に基づくものを含まず、したがって、本条約第1条の要求を完全には満たしていない」（同上所見、パラグラフ7）ことに懸念を表明するとともに、日本の法制に人種差別に関する適切な定義が存在しないことを指摘する。

以上のような審査に基づき、人種差別撤廃委員会は、日本政府が、「本条約第1条1に完全に従って、民族的あるいは種族的出身、皮膚の色及び世系に基づくものを組み込んだ、包括的な人種差別の定義（comprehensive definition of racial discrimination）を締約国の法制において採択することを勧告する」（同上所見、パラグラフ7）。

また、琉球／沖縄の状況に言及し、ユネスコ（国際連合文化教育機関）が琉球／沖縄の人々の「独特な民族性、歴史、文化及び伝統の承認にもかかわらず<sup>(21)</sup>、琉球／沖縄を先住民族として承認しない締約国〔日本〕の立場を遺憾に思う」（同所見、パラグラフ21）（〔 〕内筆者補足）と批判する。そして、委員会は、日本がその立場を見直して琉球民族（the Ryukyu）を先住民族として承認することを勧告する（同上所見、パラグラフ21）。

さらに委員会は部落民にも言及し、descent（世系）に基づく条約の適用から部落民を排除する日本の見解に遺憾を表明し、部落民を descent の観点から条約の対象とすることを勧告する（同上所見、パラグラフ22）。

### ③2016年「政府コメント」

人種差別撤廃委員会の2014年の所見に対して、日本政府は2016年8月付け<sup>(22)</sup>及び2016年12月付け<sup>(23)</sup>で2つのコメントを提出している。ここでは、本小論の主題に関連する2016年8月のコメントを取り挙げて、その概要について述べる。

日本政府はコメントの中で、「本条約第1条1に規定する“descent”とは、過去の世代における人種若しくは皮膚の色又は過去の世代における民族的若しくは種族的出身に着目した概念を表すものであり、社会的出身に着目した概念を表すものとは解されない」（2016年「政府コメント」、パラグラフ12）とこれまでの見解を繰り返す。

委員会が条約の対象とすべきであると勧告する同和問題（部落民）については、「日本政府としては、同和対策審議会答申（1965年8月11日）のとおり、『同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である』と考えている」（同上コメント、パラグラフ13）とし、条約の対象とはならないことを重ねて述べる。また、「本条約の前文に謳われた精神を踏まえれば、同和問題のような差別も含めいかなる差別も行われることがあってはならないことは当然のことと考えており、同和関係者については、日本国憲法の規定により、日本国民として法の下に平等であることが保障されているとともに、日本国民としての権利を全て等しく保障されていることから、市民的、政治的、経済的及び文化的権利における法制度上の差別は一切存在しない」（同上コメント、パラグラフ14）と言明する。

とはいえ、日本政府は同和問題の改善に向けてさまざまな取り組みを行っている証拠として、部落民子弟向けの奨学金制度の制定や人権啓発施策等について情報を提供する。

#### （４）第10回・第11回報告と所見

##### ①2017年「政府報告」<sup>(24)</sup>

第10回・第11回の政府報告は2017年7月付けで委員会に提出された。

報告は、国土や人口、入国外国人、在留外国人等の基本的な情報については別途提出している政府報告（「コア文書」）やウエ

ウェブサイト上で公開している出入国管理統計・在留外国人統計等を参照するように記した上で、女性とアイヌの人々（2017年「政府報告」、パラグラフ9-16）、アイヌの人々（同上報告、17-33）、沖縄の人々（同報告、パラグラフ34-36）、在日外国人（同上報告、パラグラフ37-72）、在日韓国・朝鮮人（同上報告、パラグラフ73-81）、及び難民（同上報告、パラグラフ82-100）の現状について報告する。

沖縄の人々については、人種差別撤廃委員会の見解とは異なり、沖縄の人々が「先住民族」であるとの認識は日本国内に広く存在するとは言えないと反論し（同上報告、パラグラフ34）、また、沖縄県豊見城市議会や石垣市議会で沖縄の人々は先住民族民ではないとの決議書が採択されていることを証拠として（豊見城市議会と石垣市議会の決議書コピー等を報告書に添付<sup>(25)</sup>）、沖縄の人々自身が先住民ではないことを明言しているとする（同上報告、パラグラフ35）。

一方、委員会が2001年の第1回・第2回の報告書に対する「所見」以来一貫して条約の対象とすべきだとしている部落民に関しては、2017年提出の日本政府の報告書にはいっさい言及がない。

## ②2018年「委員会所見」<sup>(26)</sup>

日本政府の第10回・第11回定期報告に対して人種差別撤廃委員会は2018年8月30日付で所見を公表するが、その内容はおお

むね以下の通りである。

委員会は、2016年6月のヘイトスピーチ解消法の施行や同年12月の部落差別解消の推進に関する法律の施行、及び2017年11月の外国人技能実習及び技能実習生の保護に関する法律の施行を高く評価する（2018年「委員会所見」、パラグラフ4）。

一方、委員会は、前回の勧告にもかかわらず、日本国憲法における人種差別の定義がいまだに人種差別撤廃条約の定義（第1条第1項）に沿うものではなく、また、人種差別を禁止する包括的な法律が存在しないことを懸念している（同上所見、パラグラフ7）。特に、日本政府による人種差別の定義が、national（民族的）またはethnic（種族的）出身、皮膚の色及びdescent（世系）に基づくものを含むべきだとするこれまでの委員会の勧告に従っていない点を問題視し、改善を要求している（同上所見、パラグラフ8）。

委員会はまた、琉球・沖縄の状況について、琉球の人々をindigenous people（先住民族）として認め、差別的現状を改善する措置をとることを求めている（同上所見、パラグラフ17-18）。部落民についても、部落民に対する差別がdescent（世系）に基づくものであることを認めるように求めている（同上所見、パラグラフ20）。

さらに、委員会は、外国籍や先住民、少数民族の女性に対して、民族や民族的特徴、性別が複雑に絡み合っ

て交差的形態（intersecting forms）として差別や暴力が行われていることに配



慮するように求めている（同上所見、パラグラフ25-26）。差別や暴力が単独で行われるのではなく、民族や民族的特徴、性別のような生物学的・身体的な特徴、さらには経済的な要素と複雑に絡みあって出来るといふ差別の交差性（intersectionality）について、2018年「委員会所見」において初めて明示的に指摘、勧告されていることに注意を喚起しておきたい。

### 3. 人種差別の「包括的定義」

前章で、日本政府がこれまで4回にわたって人種差別委員会に提出した「定期報告書」と、それらを審査した委員会の「総括所見」、及びそれらに関連した日本政府の「コメント」（意見）等を年代順に紹介した。それらを概観すると、日本政府と人種差別撤廃委員会の間で、人種差別の定義、中でも人種差別を成立させる事由にかかわるいくつかの文言、特に descent の解釈について大きな見解、解釈の相違が見られることがわかる。日本政府と人種差別撤廃委員会の間で人種差別をもたらす事由（要件）について解釈（見解）が異なるがゆえに、人種差別の定義についてもその解釈が微妙に異なり、また、人種差別条約の対象をどのような人々と考えるのかなどについても解釈が分かれることになる。以下、本小論では descent と ethnic (origin) の2つの文言に焦点を当てて日本政府と人種差別撤廃委員会の解釈の違いを明らかにし、いずれの解釈がより妥当なのかを検討

してみたい。

(1) descent について

以下、まず、descent に関する日本政府と人種差別撤廃委員会の解釈の相違を、日本政府が提出した「定期報告書」とそれに対する委員会の「所見」等を通して確認する。その上で、descent に関する3つの解釈を提示して比較検討し、人種差別撤条約の理念をもっとも反映させている解釈を特定し、その解釈に基づくより適切と思われる人種差別の定義とその和訳を提示してみたい。

①日本政府と人種差別撤廃委員会の解釈の相違

日本政府と人種差別撤廃委員会の人種差別の定義の解釈の相違は、条約の定義における descent 概念の解釈をめぐる両者のやり取りを見れば一目瞭然である。

前章で紹介したように、日本政府が2001年に提出した第1回・第2回の定期報告書(2001年「政府報告」)について、それを審査した人種差別撤廃委員会は、日本が審査の基本情報となる日本の民族構成(ethnic composition)に関する情報、特に部落民や沖縄の人々に関する情報を提供していないことを問題視する(2001年「委員会所見」、パラグラフ7)。また、日本が条約の人種差別の定義における descent(世系)の概念を race(人種)や national or ethnic origin(民族的若しくは種族的出身)と混同し

ていることを指摘し、descent を部落民も条約の対象となるように解釈し直すべきだと勧告する（同上所見、パラグラフ8）。

以上の人種差別撤廃委員会の勧告に対し、日本政府はコメント（2001年「政府コメント」）を提出し、条約における人種差別の定義は、社会通念上、「生物学的諸特徴を共有するとされている人々の集団」=人種と、「文化的諸特徴を共有とされている人々の集団並びにこれらの集団に属する個人」、すなわち民族及び種族に基づく差別に限定されるべきであるとの見解を述べる（同上コメント、1.（2）（イ））。その上で、沖縄の人々は日本民族であって独自の人種や民族・種族ではないので人種差別撤廃条約の対象にはならないと反論する（同上コメント、1.（2）（イ））。

日本政府はまた、descent という文言について、それが条約文を作成する中で place of origin（出身地）を意味するものとして導入されたものであり、あくまでも過去の世代における人種的（racial）ないし民族的（national）（種族的（ethnic））な出身を意味しているのであって、社会的（social）な出身を意味するものではないとの見解を述べる（同上コメント、1.（2）（ロ））。従って、政府コメントの中に明記はしていないものの、社会的階層ないし集団とみなされる部落民は条約の対象にならないと結論付ける。そして、descent の意味については、「日本政府としては …… 委員会の“descent” の解釈を共有するものではない」（同上コメント、3.（1））とし、日本政府は descent を

あくまでも人種や民族に関連付けてのみ解釈すると主張する。

以上、要するに、日本政府と人種差別撤廃委員会は、第1回・第2回目の「定期報告書」とその「所見」、「政府コメント」をやり取りした当初から、descent を生物学的な集団としての「人種」と文化的な集団としての「民族」のみにかかわるものと解釈するか（日本政府）、あるいはそれらに加えて社会的な集団としての「階層・階級」をも含みこむものと解釈するか（人種差別撤廃委員会）で大きく解釈が食い違っていることがわかる。

descent 概念の解釈の相違は、日本政府が、一方では沖縄の人々を人種差別撤廃条約の対象とみなさない根拠となり（沖縄の人々は日本人と同一の人種・民族に属しているので、異なった人種や民族に属するという事実に基づく人種差別の対象とはならない）、他方では、部落民を条約の対象とみなさない根拠となっている（部落民は社会的な階層・階級に基づく集団なので、生物学的な人種や文化的な民族の差に基づく人種差別の対象とはならない）。

日本政府と委員会の間での descent 概念の解釈の相違は、日本政府の第3回～第6回の報告書（2008年「政府報告」）と、それに対する人種差別撤廃委員会の質疑と日本政府の回答（2010年「政府回答」）、委員会の所見（2010年「委員会所見」）、そしてそれに対する日本政府のコメント（2011年「政府コメント」）、追加情報（2012年「政府の情報」、2012年「政府の追加情報」）を比較検討することでより明確となる。

2008年に提出された日本政府の「報告」の審査に先立ち、人種差別撤廃委員会は日本政府に対して、descent の概念をどのように解釈するのか改めて説明を求めている。これに対し日本政府は2010年の「回答」（2010年「政府回答」）の中で、条約における descent は「過去の世代における人種若しくは皮膚の色又は過去の世代における民族的若しくは種族的出身に着目した概念を表すものであり、社会的出身に着目した概念を表すものとは解さず」（同上回答、問4（答）1）と、descent が社会的出身にかかわるものではないとの2001年「政府コメント」の見解を繰り返している。日本政府は descent をあくまでも生物学的な概念である「人種」や文化的な概念である「民族」（「種族」）と関連付けて用いるべきであり、社会的な集団（階層や階級）と関連付けて解釈すべきではないとの見解を示している。従ってまた、社会的な集団（階層や階級）とみなされる被差別部落民やその出身の人々に対する差別は条約の規定する人種差別ではないと主張する（同上回答、問4（答）1）。

これを受けて委員会は、2010年の「委員会所見」の中で、2002年に委員会が採択した descent に関する「一般的勧告29」を提示しつつ<sup>(27)</sup>、descent に基づく差別は社会的階層及び類似の制度で受け継がれてきた地位を持つ集団（コミュニティ）の成員への差別も含むものと解釈すべきであると勧告する（2010年「委員会所見」、パラグラフ8）。そして、日本政府が人種や民族のみならず社会的階層やそれ類似する集団からの descent に基づ

く差別をも人種差別と規定できるような人種差別の包括的定義 (comprehensive definition) を採用することを勧告する (同上所見、パラグラフ 8)。

以上の委員会の所見に対し、日本政府は2012年の「政府コメント」では特に異議申し立てをせず、その後に提出した委員会の沖縄の人々に対する差別の現状に関する質疑への回答 (2012年「政府の回答」) の中で新ためて日本政府の立場、見解を表明する。日本政府は、2001年の「政府コメント」で表明した人種差別の解釈、人種差別は生物学的な人種と文化的な民族・種族を対象とするものであるとの解釈を繰り返し、日本人と同じ人種、民族に属する沖縄の人々に対する差別があるとしても、それは人種差別ではないと主張する。その後2013年に提出した沖縄の人々に対する差別に関する「追加情報」の中でも、日本政府は冒頭で、沖縄の人々が人種差別撤廃条約の対象ではないとの立場を確認している (2013年「政府の追加情報」)。

日本政府は2013年1月に第7回～第9回定期報告を提出したが (2013年「政府報告」)、その「序論」で、日本は最高法規である憲法において「人種」、「信条」、「性別」、「社会的身分又は門地」による差別を否定しており、法の下での平等を保障していることを明言する (2013年「政府報告」、パラグラフ 3)。日本政府は、憲法の「社会的身分又は門地」による差別の否定が委員会のいう descent に基づく差別の禁止に相当するものと考えているように思われる。その後、「総論」 (同上報告、パラグ

ラフ4以降)で女性やアイヌの人々、外国人、難民の差別の状況やその是正措置等が述べられるものの、沖縄の人々や部落民に関する言及はいっさい見られない。このことは、沖縄の人々や部落民が人種差別撤廃条約の対象とはならないとする日本政府の首尾一貫した立場の表明に他ならない。

これに対し人種差別撤廃委員会は、2014年の「委員会所見」において、日本国憲法が第14条第1項において「人種」に基づく差別を確かに否定してはいるものの、「民族」(「種族」)や「皮膚の色」、「世系」に基づく差別の禁止を明示していないことを指摘し、それらを含む包括的(comprehensive)な人種差別の定義を日本の法制で採用することを勧告する(2014年「委員会所見」、パラグラフ7)。

委員会はまた、「所見」の中に特に「琉球／沖縄の状況」と「部落民の状況」という項目を立てて、日本政府のそれらの人びとへの対応を批判する。沖縄・琉球の人々については、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が琉球／沖縄の人々が日本とは異なった独特の民族性(ethnicity)や歴史、文化、伝統(traditions)を持つと認めている(recognize)にもかかわらず<sup>(28)</sup>、従ってまた先住民(indigenous people)としての要件を満たしていると認めているにもかかわらず、日本政府が琉球／沖縄の人々を先住民として認めていないことを批判する(同上所見、パラグラフ21)。委員会は、2001年の「所見」では暗に沖縄の人々も人種差別撤廃条約の対象にするようにと要請しただけであっ

た。しかしながら2014年の「所見」では、沖縄・琉球の人々を人種差別撤廃条約の対象とすることはもちろん、さらに踏み込んで、先住民として認めることを勧告していると言えよう。

一方、部落民については、委員会は2010年の「所見」と同様に、2002年に採択した descent に関する「一般的勧告29」を提示し、日本政府が部落民を人種差別撤廃条約の対象とし、部落民の差別状況の改善策を検討するように勧告する（同上所見、パラグラフ22）。

以上の委員会の勧告に対して日本政府は2016年にコメントを提出し、descent を社会的出身とは考えないとの立場を再度表明し（2016年「政府コメント」、パラグラフ12）、さらに日本政府は委員会の descent に関する解釈を共有するものではないと明言する（同上コメント、パラグラフ14）。従ってまた、日本政府は、社会的出身に関する差別である部落民の問題（同和問題）は人種差別撤廃条約の対象とならないとの従来の見解を繰り返す（同上コメント、パラグラフ13）<sup>(29)</sup>。

2017年の「政府報告」（第10回・第11回定期報告）でも、日本政府は descent の解釈については従来立場を堅持し、部落民は条約の対象ではないとしていっさい言及しない。一方、沖縄の人々については、冒頭で沖縄の人々は先住民族ではないと明言する（2017年「政府報告」、パラグラフ34）。そして、沖縄の人々を「先住民族」と認定するようにとの人種差別撤廃委員会と国連の各種委員会の勧告に対しては、沖縄の人々自身が先住



民とみなされることに異議を唱えている証拠<sup>(30)</sup>を添付して反論する（同上報告、パラグラフ35）。

以上の2017年の「政府報告」に対し、琉球／沖縄の人々と部落民を条約の対象とすべきだと考える委員会は、報告を審査する際の参考として、人種差別を禁止する包括的な法を制定するための努力（2014年「委員会情報提供要請」、パラグラフ3）や琉球／沖縄の人々の権利保護のためにとられた施策（同上要請、パラグラフ10）、部落民の明確な定義や権利保護のためにとられた措置（同上要請、パラグラフ11）などに関する情報の提供を要請する<sup>(31)</sup>。

この要請に対し、日本政府は国連担当大使を通して要請された情報の一部を口頭で回答するものの、人種差別の包括的定義や琉球・沖縄の人々、部落民に関しては言及していない<sup>(32)</sup>。その代わりに、委員会による「政府報告書」の審査の場で、それらに対する日本政府の見解を口頭で表明する<sup>(33)</sup>。その際、従来の日本政府の立場や見解、すなわち日本国憲法によって差別は包括的に禁止されていること、沖縄の人々は先住民族ではないので人種差別撤廃条約の対象にはならないこと、部落民は人種や民族に基づいて差別されているわけではないので条約の対象にはならないということなど、2001年以來の日本政府の立場ないし見解が口頭で繰り返し説明される。

以上の日本政府の口頭による情報提供の後、委員会は2018年8月に「所見」を採択し公表する。その中で、委員会は、日本

政府が委員会のこれまでの勧告、すなわち descent 等の概念を適切に解釈して人種差別の包括的定義を行い、それを採用する法制を整えることを再度勧告する（2018年「委員会所見」、パラグラフ7-8）。また、琉球・沖縄の人々を先住民と認めて条約の対象とすること（同上所見、パラグラフ17-18）、部落民に対する差別が descent に基づく人種差別であり、従って条約の対象とすること（同上所見、パラグラフ19-20）を勧告する。さらに、委員会は、女性たちが女性であることのみならず国籍や民族などに基づく交差的な差別ないし複合的な差別（intersecting forms of discrimination）を受け、貧困や教育、医療、雇用、暴力等の問題で苦しんでいることに注意を向けるように勧告する（同上所見、パラグラフ25-26）。

2018年の「委員会所見」に対して、日本政府は2019年に「政府コメント」を提出しているが、人種差別の包括的定義や沖縄の人々、部落民の扱いに関しては一切言及していない。

以上の日本政府と委員会の descent をめぐる議論をまとめると、日本政府と国連人種差別撤廃委員会は、日本が条約に加入した1995年当初から2021年の現在に至るまでの四半世紀以上にわたって、人種差別撤廃条約における人種差別の定義の解釈、中でも定義の中の descent という文言の解釈において大きく見解が食い違っていることがわかる。

## ② descent の 3つの解釈

日本政府と国連人種差別撤廃委員会の解釈が明らかに異なっている中、人種差別撤廃条約の人種差別の定義における descent はいかに解釈するべきであろうか？

descent は、*Oxford English Dictionary* によると、第一義的な「降下や下山、下り勾配」等の意味は別として、一般的には、「世代継承 (generation) ないし相続 (inheritance) によって受け継がれる行為やその事実、ないしそれに関連した意識」を意味する。具体的な用法としては、「継承による称号や地位、位階、個人としての資質の後継者や子孫への伝達」や「特定の祖先や血のつながった先祖、あるいは祖先集団からの末裔であること、血統 (lineage)」を意味する<sup>(34)</sup>。ここで特に注意を喚起しておきたいのは、descent が必ずしも生物学的・遺伝学的な意味での血統や血筋の継承・相続を意味するものではなく、それも含めた称号や地位、位階などの継承・相続というより広い意味で使われている点である。

descent を親族研究等の分野で専門用語として使用する文化・社会人類学では、descent は「出自」と訳され、厳密には（狭義には）「認知された親と子の関係」「渡邊 1987：356」を意味するものとされる。しかしながら、人類学分野においても、親（祖先）と子の関係としての descent がしばしば地位や位階などの継承・相続という社会的関係にかかわるものであり、必ずしも生物学的関係そのものとは考えられていない。

人種差別撤廃条約の人種差別の定義における descent の解釈について、条約を長年研究している法学者の村上 [2005 : 154-155] は「狭義の解釈」と「広義の解釈」、及び「最広義の解釈」の3つの学説があるとする。「狭義の解釈」によると、descent は人種差別の定義における他の差別禁止事由である race (人種) や skin color (皮膚の色)、national origin (民族的出身)、ethnic origin (種族的出身) と同じ意味内容しか持たないとする。これに対し、「広義の解釈」は、descent は他の差別禁止事由と類似するがそれよりも広い意味内容を持つものと解釈する。「最広義の解釈」によると、descent は人種や民族のみならず法律上または事実上、身分階層上の地位に基づく差別をも意味するという。

以上の3つの解釈のうちいずれの解釈を取るべきかについて、人種差別撤廃委員会の立場は長らく不明確であったという [村上 2005 : 162]。実際、1980年に人種差別撤廃条約に関する世界で初めての包括的概説書を著した法学者ナタン・レルナーは、「性、政治的意見又は社会的出身を理由とする差別は、いずれも明らかに『条約』の適用範囲外なのである」 [レルナー 1983 : 42] と言明している。しかしながら、委員会は、日本が条約に加入した1990年代後半以降、インドのカースト差別や日本の部落差別が条約の適用対象となることを明言するようになる。そして、委員会は2002年に、descent の意味内容等を明確にするための「世系 (descent) に基づく差別に関する一般的な性格を有する勧告29」(「一般的勧告29」<sup>(35)</sup>) を採択し、descent について

「最広義の解釈」を取ることを明言する。

「一般的勧告29」の中で委員会は、条約第1条第1項における descent という文言が人種のみに関するものではなく、その他の差別禁止事由を補完する意味及び適用範囲を持ち、descent に基づく差別がカースト及びそれに類似する世襲の地位や社会階層への差別を含むことを明言する（「一般的勧告29」参照）。これにより、人種差別撤廃委員会は、人種差別撤廃条約が生物学的な人種や文化的な民族（種族）のみならず社会学的な地位や階層に基づく差別をも対象としていることを確定していると言えよう。ここに至って、日本について言うならば、少なくとも人種差別撤廃委員会の観点からすれば、長らく懸案となっている部落差別問題も人種差別撤廃条約の対象となることが確定したと言えよう<sup>(36)</sup>。

### ③ descent の訳語

descent に対して、日本政府（外務省）は「世系」という訳語を充てている<sup>(37)</sup>。しかしながら、世系という訳語はそれがあまり一般的でないことと、それにも増して、意味内容が descent という英語本来の意味や人種差別撤廃委員会の解釈とは必ずしも一致していないという点で適切とは言い難い。

『広辞苑（第7版）』（2018：1601）によると、「世系（せけい）」とは「①先祖から代々続いている血統。②系図。系譜。」を意味するという。また、『大辞林（第4版）』（2019：1486）による

と、「世系（せけい）」とは「①祖先から代々続いている血統。血筋。②系図。系譜」であるという。両辞典の定義はともに、世系が第一義的には血統や血筋、すなわち生物学的・遺伝学的なつながりを意味していることがわかるであろう。また、その上で、世系がそうした血統や血筋に基づく系図や系譜関係を意味していると言えよう。言葉を換えて言うと、世系という言葉・概念は第一義的に生物学的・遺伝学的な関係性にに基づいているという意味で、人種概念に似通っていると言える。

これに対し、人類学（文化・社会人類学）分野では、descentの訳語としてもっぱら「出自」を充てている。「出自（しゅつじ）」という言葉は、『広辞苑（第7版）』（2018：1403）では、「①出どころ。生まれ。②(descent) 出生と同時に血縁に基づいて制度的に認知・規定される系譜上の帰属」と定義されている。また、『大辞林（第4版）』（2019：1300）では、「出自」は、「①でどころ。生まれ。出所。②文化人類学で、個人が生まれた時から認識される系譜関係。血縁」と定義されている。いずれの場合にも、第一義的には、出自は、「でどころ」、「生まれ」、「出所」などと定義されており、必ずしも血縁や血統と関連づけられていない。そして、そこから派生した意味として、二義的に、出自は「血縁」や「血統」と結び付けられて定義されている。一方、今日の（文化・社会）人類学では、「出自」はさまざまなモノ（血や骨など）や親族関係（父子関係や母子関係など）を使って集団への帰属（メンバーシップ）を象徴的に表現するもので

はあっても、血縁や血統などの生物学的・遺伝学的関係だけではないことが了解されている。

すでに確認したように、人種差別撤廃委員会は、descent を生物学的な「人種」や文化的な「民族」（「種族」）のみならず、社会学的な「地位」や「階層」に基づくものと関連付けている。とすれば、上に述べた国語辞典や人類学の定義等も踏まえた上で、人種差別撤廃条約の人種差別の定義における descent は「世系」ではなく、「出自」と訳するのが適切である。descent に出自という訳語を充てることにより、人種差別が単に生物学的・遺伝学的な意味での血統や血筋を意味するのではなく、それに加えて社会的・文化的な意味合での「でどころ」や「生まれ」を意味することがより明確に示されることになるであろう。

## （2）ethnic (origin) について

### ① ethnic (origin) の解釈

人種差別撤廃条約の人種差別の定義においては、差別の禁止事由（要因）として national or ethnic origin が挙げられている。national or ethnic origin は、日本政府の公定訳では「民族的若しくは種族的出身」と訳されている。ここで、national or ethnic origin を national origin と ethnic origin の2つに分けて、その解釈と訳語について検討してみたい。

national origin ないし nationality については、人種差別撤廃条約の成立過程等を詳細に検討するレルナー [1983: 37-42] や

村上 [2005: 25-39] が述べるように、条約の第1条第2項、第3項の規定から、それが国民や国籍を意味するものではないと読み取れるので、筆者も、「国民的出身」や「国籍」ではなく「民族的出身」と解釈し和訳するのが妥当だと考える。

一方、ethnic origin ないし ethnicity については、筆者は、日本政府の解釈及びそれを反映させた公定訳、「種族的出身」ないし「種族」は人種との関連をイメージさせるので適切ではないと考える。

形容詞の ethnic あるいはその名詞形である ethnicity の本来の意味を考えるに当たり、筆者は、その文言が今日的な意味で使われるようになった1960年代（国連総会で人種差別撤廃条約が採択された1965年当時）の社会学や人類学における用法に立ち戻って解釈すべきだと考える。

national (nationality) と ethnic (ethnicity) はともに、生物学的、地理学的な人の分類・集団である「人種」(race) に対して、文化的・社会的な人の分類・集団（集合）である「民族」を意味する。一般に民族としての nation は特定の領地や国家に居住して明確な集団意識を持ち、しばしば独立を志向するような集団として存在する。一方、民族としての ethnicity (ethnic group) は既存の国家の中で共通の民族的特徴を維持しつつ、しばしばマイノリティとして緩やかな集団意識を持つ集団ないし集合として存在する。

ethnic ないし ethnicity に関する研究がアメリカで盛んになる



のは1980年代のアメリカ社会・文化研究の文脈においてであるが、当時のアメリカ社会では、分離独立をめざすような nation (明確な民族) ではなく、アメリカ国内で共生・共存する ethnicity (緩やかな民族) こそが重要な研究対象であった。従って、national (nationality) と ethnic (ethnicity) はともに「民族」を意味するが、national ないし nationality は比較的集団意識や凝集力が強い、ethnic ないし ethnicity は比較的弱い民族や民族性を示す言葉ないし概念として使い分けられていたと言えよう。

ethnic ないし ethnicity を、独自の社会的・文化的な特徴や特性を持ち、独自の集団としてのアイデンティティを持つ「緩やかな民族」と関連付けて解釈するならば、人種差別撤廃委員会と日本政府との間で見解が分かれていた沖縄／琉球の人々も当然独自の「民族」として位置づけられ、人種差別撤廃条約の対象となるであろう。

日本政府はもっぱら条約の定義における national が意味するような「明確な民族」概念に固執し、沖縄／琉球の人々は社会的・文化的な意味でただしく「日本民族」であり、独立を指向する「明確な民族」とは見なし得ないので条約の対象には当たらないと人種差別撤廃委員会に反論する。特に、委員会が、沖縄の人々を「先住民族」(indigenous people) と認めるべきだとの勧告を出して以来(2014年「委員会総括所見」参照)、日本政府は、以前にも増して、沖縄の人々(住民)が日本民族以外の何者でもないとの主張を繰り返している。しかしながら、本小

論で明らかにしているように、ethnic (origin) を緩やかな民族性に関連するものと解釈するならば、沖縄の人々は明らかに独自の ethnic origin を持つものであり、当然、人種差別撤廃条約の対象になるものと考ええる。

## ② ethnic (origin) の訳語

日本政府の公定訳では、人種差別撤廃条約の人種差別の定義における national or ethnic origin は「民族的若しくは種族的出身」と訳されている。national (origin) は「種族的出身」と訳されているわけだが、筆者は、この訳語は必ずしも適切ではないと考える。

『広辞苑 (第7版)』[2018: 1401]によると、「種族 (しゅぞく)」は、「①同一種類のもの。ともがら。②一族を皆殺しにすること。族殺。族滅。③エスニック・グループ。部族 (tribe) や民族と同義に用いることもある」と定義されている。また、『大辞林 (第4版)』[2018: 2659]では、「種族 (しゅぞく)」は、「①人種の特徴を同じくし、言語・文化を共有する人間の集団。民族。②同じ種類に属する生物。「一保存の本能」③同じ種類のもの」と定義されている。両辞典において、種族は、第一義的には生物的、人種的な意味合いから定義されていると言えよう。

『広辞苑 (第7版)』では、種族はエスニック・グループであり、部族や民族と同義とされることもあると定義されている。しかしながら、ethnic や ethnic group を専門用語として使用する

(文化・社会) 人類学においては、今では種族という文言はほとんど使われていない。ましてや、エスニック・グループに種族という訳語を充てることはまずない。また、種族を部族と同義に用いることもない。『大辞林 (第4版)』では、種族は、第一義的には、「人種的特徴を同じく」するものとされ、明らかに生物学的・遺伝学的な含意を持ったものと定義されている。

一方、英語の ethnic は、*Oxford English Dictionary*によると、人種差別撤廃条約で使われている ethnic の意味では、「米国起源。共通の出自、ないし共通の民族 (national) または文化的伝統を持つとみなされる集団ないし小集団 (subgroup) のメンバー。特に、少数民族集団 (ethnic minority) のメンバー」と定義されている。この定義で注目すべき点は2つある。1つには、ethnic が人種、つまり生物学的・遺伝学的な人の分類に対置されるものとして定義されていることである。そしてもう1つは、ethnic はアメリカ起源の言葉で、しばしば少数民族集団 (ethnic minority) のメンバーを指しているということである。

アメリカにおける少数民族集団とは、通常、アメリカ社会・文化の主流・中核を成す、あるいは成してきたと位置付けられるいわゆる WASP (白人・アングロサクソン系・プロテスタント) とは異なる独特の文化的特徴を残す、比較的人数の少ない先住民ないし移民とその子孫を指す。イタリア系アメリカ人 (Italian American) や中国系アメリカ人 (Chinese American)、日系アメリカ人 (Japanese American) などがそうした独自の民

族特性 (ethnicity) を持った民族的な集団・集合の例として挙げられよう<sup>(38)</sup>。

以上、日本語の種族と英語の ethnic (origin) ないし ethnicity の本来の意味内容を検討したが、日本政府が ethnic (origin) に「種族的 (出身)」という訳語を充てるのは2重の意味で不適切であると言わざるを得ない。なぜなら、1つには、民族や文化を語る上で、種族が今日の (文化・社会) 人類学や社会学はおろか日常の言葉としてももはやほとんど使われなくなっているからである。そして、もう1つ、より重要な点として、種族が本来は ethnic (origin) ないし ethnicity と対置されるべき生物学的・遺伝学的な人種概念を含意しているからである。では、ethnic (origin) はどのように訳出すれば良いのだろうか。

ここで考慮すべき点は、ethnic という言葉が、人種差別撤廃条約の人種差別の定義においては national or ethnic origin として、national と ethnic が並置されていることである。すでに述べたように、national と ethnic はともに「民族」を意味するが、national は比較的強い民族性や凝集力を表わすのに対し (「狭義の民族」概念)、ethnic は比較的弱い民族性や凝集力を表わす言葉ないし概念 (「広義の民族」概念) である。そこで、筆者は、national に「民族」という明確かつ限定的な訳語を充て、一方、ethnic には「民族的」というやや意味に幅のある訳語を充てて、national and ethnic origin を「民族ないし民族的な出身」と和訳することを提案する。

### (3) 人種差別の「包括的定義」

以上述べたように、人種差別撤廃委員会が descent について人種や民族のみならず社会学的な地位や階層をも対象とする「最広義の解釈」を使用し、また、national or ethnic origin についてもさまざまな様態の「民族や民族的出身」を事由として広範囲の差別を条約の対象にしようとしていることは明らかである。こうした広い範囲と対象をカバーした人種差別の定義を、委員会は包括的定義 (comprehensive definition) と規定する。

村上 [2005: 5-7] によると、人種差別撤廃条約のような条約を解釈するに当たっては一般的に、「条約法に関するウィーン条約 (条約法条約)」の解釈規則が適用されるという。条約法条約は、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するもの」と規定している。そして、「文脈」として、①条約文そのもの、②条約の締結に際して当事国が交わした関係合意、③条約の締結に関連して当事国以外の当事国が交わした関係文書が参照されるという。このことは、条約締結後も当事国間で参照する文脈や文脈の解釈に見解の相違があることがあり、人種差別撤廃条約に関する日本政府と人種差別撤廃委員会との descent の解釈の違いに見てきたように、条約そのものの解釈も異なる可能性があるということになる。

しかしながら、村上 [村上 2005: 7-12] が言うように、人種差別撤廃委員会は条約の成立とともに1970年に設置され、以来

長年にわたって条約履行の審査や勧告の経験・実績を有しており、委員会の条文の解釈やそれに基づく報告書の審査やその結果としての勧告は当事国政府によって相応の重みを持って受け取られねばならない。委員会の見解に対して異論を唱え続けることは可能であるが、筆者は、人種差別撤廃委員会の解釈や見解に合理性があればそれを採用すべきであると考えている。

人種差別撤廃委員会は日本政府に対して、特に descent の解釈が狭すぎることを指摘し、撤廃条約の趣旨に則り、人種差別の包括的定義を採用することを勧告する。委員会は ethnic (origin) の解釈については特に問題を指摘していないが、筆者が本小論で論じているように、ethnic (origin) についても日本政府はより広義の解釈を取るべきだと考える。日本政府は、条約の趣旨・理念に則り、人種差別の定義、従ってまた人種差別そのものをより包括的に解釈すべきである。

日本政府の条約の解釈、特に人種差別の定義の解釈は、日本政府の和訳（公定訳）を通して日本のマスコミや言論界でそのまま受け入れられており<sup>(39)</sup>、そのことによって条約本来の趣旨や理念が一部誤解されているように思われる。というのも、日本の一般の人々が条約や人種差別の定義に触れ理解するに当たっては、通常、条約の英語正文ではなく日本政府（外務省）の公定訳ないし仮訳を通してであるからだ。私たちが人種差別の問題を考える上で、日本政府（外務省）の条約の訳語や和訳は大きな影響を及ぼしているのである。

本小論は、人種差別撤廃条約を検討するに当たり、ここまでは基本的に日本政府の公定訳ないし仮訳を用いてきた。しかしながら、すでに述べたように、日本政府公定訳のいくつかの文言は必ずしも適切であるとは言えない。

そこで、ここで条約の人種差別の定義の部分、特に本小論で取り挙げた人種差別の禁止事由、descentとnational or ethnic originという文言をより条約の趣旨に沿ったものに修正し、筆者は人種差別撤廃条約の人種差別の定義を以下の通りに和訳することを提案する。

(本条約で、人種差別という言葉は)「人種や肌の色、出自、民族あるいは民族的な出身に基づくあらゆる区別、排除、制限ないし優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的、その他のあらゆる公的生活において平等の立場から人権および基本的自由を認識、享有し、または行使することを妨げたり害したりする意図または効果を持つことを意味する。

以上のように人種差別撤廃条約における人種差別の定義をより条約の趣旨や理念に沿って訳し直すことではじめて、人種差別条約に規定された人種差別が単に生物学的な「人種」に基づく差別や優遇ではなく、それに加えて文化的な「民族」、さらには社会的な「地位・階層」に基づく差別や優遇であることが容易に了解されるものと考ええる。そしてまた、この包括的定義の

理念や趣旨に則って訳文を素直に解釈すれば、「出自」という事由によって部落民が、「民族あるいは民族的出身」によって沖縄の人々が人種差別撤廃条約の対象となることも明らかである。

#### 4. 人種差別の「交差性」

人種差別撤廃委員会が日本政府の定期報告に対して近年必ず言及する事項に女性に関する差別の問題がある。

すでに確認したように、日本は1995年に条約に加入し、2001年に第1回・第2回の「定期報告書」を統合して委員会に提出した。第1回・第2回の定期報告書には、女性差別の現状等はいっさい報告されていない（2001年「政府報告」）。この報告に対し、委員会は、報告書に女性に対する人種差別の状況やその改善策等に関する情報がないことを指摘し、これらの情報を次回の報告書に盛り込むことを勧告する（2001年「委員会所見」パラグラフ22）。委員会は指摘していないが、この勧告は、委員会が2000年に採択した「一般的勧告25（2000）—人種差別のジェンダーに関連した側面」に基づいたものと思われる<sup>(40)</sup>。

日本政府は初回から7年経過した2008年に、第3回～第6回の定期報告書を統合して提出した。その際、報告書「総論」の冒頭で日本の国土や人口、人権擁護の概要を述べた後、男女平等の実現に向けた成果として、ごく短いものの、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が報告される。2008



年の「政府報告」で女性の人種差別の問題が冒頭で取り挙げられたのは、前回の「政府報告」（2001年）に対して委員会が報告を勧告していたためと思われる。

日本政府が2008年に提出した定期報告書に対し、委員会は日本政府の情報提供が不十分であるとし、女性に対する人種差別の状況及びそれを改善する施策に関して情報を収集するように勧告する（2010年「委員会所見」、パラグラフ17）。

2013年に提出した「政府報告」（第7回～第9回）では、日本政府は「総論」の最初の方で、「女性の状況に関する情報」を報告している（2013年「政府報告」、パラグラフ7-12）。しかしながら、女性差別が人種差別とかがかかわっている状況やそれを改善する施策に関してはまったく言及されていない。その代わりに、「在日外交人の現状及び人権擁護のための取組」の中の小項目「人身取引対策」において、外国人女性がかかかわっていることが予想される人身取引の数値が挙げられ、2004年に策定された「人身取引対策行動計画」（2009年改訂）によって保護が進んでいることを報告する（同上報告、パラグラフ33）。

2013年の「政府報告」に対し、委員会は「人身取引」の中でマイノリティ女性への性的搾取が行われている可能性を指摘し、さらなる関連情報の提供とそれを禁止する法の整備を勧告する（同上所見、パラグラフ16）。また、委員会は、外国人やマイノリティ、先住民女性に対する継続的な暴力の存在を懸念し、特に外国人女性の在留資格に関する法制を見直すべきだと勧告す

る（同上所見、パラグラフ17）。委員会はさらに、「（従軍）慰安婦」問題の解決に向けて人権侵害の責任者を法廷で裁き、「慰安婦」あるいはその家族に対して謝罪表明をするとともに適切な補償をすることなどを勧告する（同上所見、パラグラフ18）。

2013年の「委員会の所見」に対して、日本政府は2つのコメント（意見書）を提出し、日本の見解を表明する。1つ目のコメントでは、日本政府はまず移民やマイノリティ、先住民女性の保護について現状を説明する<sup>(41)</sup>。そして、2つ目のコメントで従軍慰安婦問題について説明し、この問題が人種差別撤廃条約を締結する以前の問題であるため条約の枠内で扱うことは適切でないと考えていることと、2015年以来、日韓両政府が交渉を続けこの問題の解決を図っていることを報告する<sup>(42)</sup>。

2017年の「政府報告」において日本政府は、「総論」の初めの部分で「女性の状況に関する情報」を報告するとともに（2017年「政府報告」、パラグラフ9-16）、「人身取引対策」（同上報告、パラグラフ55-71）において差別の現状とそれに対する取り組みを報告する。

2017年に提出された日本政府の報告書を委員会が審査するに当たっては、日本の国連担当大使が口頭で、慰安婦問題に対しては「アジア助成基金」事業を通して真摯に対応していること、女性の「人身取引対策」についても「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足するヒトの取引を防止し、抑止し及び処罰する議定書」の締約に向けて必要な刑法改正を進めて

いることを説明する<sup>(43)</sup>。

日本政府の2018年「政府報告」(第10回・第11回報告)に対し、人種差別撤廃委員会は、外国人や先住民、マイノリティ女性に対する差別が性差だけでなく貧困や教育、医療、雇用、暴力問題等の多分野にまたがって交差的(複合的)に起こっていること(intersectional forms of discrimination)を指摘する(2018年「委員会所見」、パラグラフ25)。そして、まずは女性たちが直面している具体的な問題に関する情報を収集し、それに基づいて女性の人権を擁護・保護するための施策や法整備を行うことを勧告する(同上所見、パラグラフ26)。また慰安婦問題については、日本政府の施策が被害者の十分な救済にはなっていないことを指摘し、慰安婦問題の恒久的な解決に向けた施策を講じることを勧告する(同上所見、パラグラフ27-28)。

2018年の「委員会所見」に対し、女性の差別問題について、日本政府はコメントとして追加報告を行っている。すなわち、外国籍女性が在留資格の喪失または強制国外退去を恐れて(夫等からの)虐待や差別をこうむることにならないような法改正を行うべきであるという委員会の勧告に対して、日本政府は外国人(女性の)在留資格の取消し等については当事者(女性)に十分な法的配慮を行うとともに措置が成されている旨の報告を行う(2018年「政府コメント」、パラグラフ17-20、25-26)。

以上、女性をめぐる差別の交差性ないし複合性について、日本政府と人種差別撤廃委員会の間のやり取りを概観した。委員

会は、日本政府が第1回・第2回の定期報告を提出する前年の2000年には「一般的勧告25（2000）人種差別のジェンダーに関する側面」を採択し、人種差別が特に女性に対して著しい影響を与えることに留意し、条約締約国がそうした差別に関する情報を集め、是正措置をとることを勧告している。しかしながら、日本政府は2001年の「政府報告」（第1回・第2回報告）においてはもちろんのこと、2008年の「政府報告」（「第3回～第6回報告」）においても女性をめぐる人種差別について十分な報告を行っていない。

そこで委員会は、2013年の「政府報告」（「第7回～第9回報告」）に対する2014年の「委員会所見」において、外国人女性の「人身取引」及び「（従軍）慰安婦」問題こそが女性をめぐる交差的（複合的）差別であると言明し、そうした問題に関する情報の収集・報告と是正、補償を行うことを勧告する。しかしながらその後も日本政府の女性をめぐる差別の交差性（複合性）に関する現状報告や取組みは委員会を満足させるには至らず、委員会は、「人種差別の交差的（複合的）形態（intersectional forms of discrimination）」という表現を使って女性をめぐる人種差別が多分野にまたがって生じることへの自覚を促している。

女性をめぐる差別が、領域や分野を超えて、女性であるという性差のみならず人種や民族、階層、障害、教育、収入などに基づく差別と交差的ないし複合的（intersectional）に生じていることは、1985年に開催されたナイロビ世界女性会議の頃から

徐々に問題視されるようになってきている。特に1990年代以降、差別はしばしば複数の差別が互いに絡まり合い、重複する形で生じているという交差的差別（複合的差別）として認識されるようになる。こうした流れを受け、すでに紹介したように、人種差別撤廃委員会は2000年、「一般的勧告25（2000）—人種差別のジェンダーに関連した側面」と題する勧告を採択し、特に女性をめぐる差別において、性別のみならず人種や民族、階層、障害など人種差別の要因が交差的（複合的）に生じていることに注意を喚起している。この種の女性をめぐる人種差別の交差性について、日本政府は明らかに認識不足であったと言わざるを得ない。委員会から、人身取引や慰安婦問題こそが女性をめぐる人種差別の交差性にかかわるものだと指摘されてあわてて政府報告で回答をしているというのが実情であると思われる。

人種差別撤廃委員会の人種差別の交差性（複合性）の指摘は、今のところ、女性をめぐる差別に焦点が当てられている。しかしながら、人種差別の交差性（複合性）は差別が人種や民族のみならず階層や地位、貧富の差などのさまざまな分野・領域を交差して複雑に絡み合いながら行われていることに注意を喚起するものであり、そのことは女性をめぐる差別だけでなく様々な人や集団に対しても起こり得る。従って、女性をめぐる人種差別のみならず、人種差別全般についても交差性（複合性）に留意する必要があることは言うまでもない。換言するならば、人種差別を撤廃・改善するためには、人種差別を包括的に定義し

て人種差別撤廃の対象を広げるだけでなく、人種差別と複雑に交差ないし複合しているさまざまな差別にも目を向け、それらの撤廃・改善に取り組むべきだということになる。

## おわりに

本小論は、国際連合総会で1965年に採択され1969年に発効した人種差別撤廃条約について、条約の規定に基づいて日本政府が提出する一連の「定期報告書」とその報告書を審査する国連人種差別撤廃委員会の間で交わされた「総括所見」（審査結果と勧告）等の概要を紹介し、日本政府と人種差別撤廃委員会の人に人種差別の解釈や現状認識について根本的な見解の相違があることを指摘するとともに、人種差別撤廃条約の趣旨・理念に基づいて日本政府の条約の解釈、そしてまた訳文の修正を提案することを目的とした。

まず最初に、日本政府の定期報告と人種差別撤廃委員会の総括所見等の概要を紹介し、次に、両者間で人種差別撤廃条約冒頭の人種差別の定義の一部の文言（特に descent）の解釈と条約の適用範囲等について見解が大きく異なることを確認した。すなわち、日本政府が人種差別を文化的な「民族」についても認めるもののあくまでも身体的・生物学的に規定される「人種」の概念に基づいてかなり限定的（狭義）に定義しているのに対し、人種差別撤廃委員会が「人種」や「民族」に加えて社会的な「階

層」・「階級」等からの「出自」も加えて包括的（広義）に定義していることを明らかにした。

また、人種差別の定義における「民族」についても、日本政府が民族を比較的明確な境界を持ち凝集力、自己意識の強い人々の集団として想定する一方で、人種差別撤廃委員会が比較的緩やかな境界や凝集力を持ち、必ずしも自己意識の強くない集団ないし集合を想定していないらしいことを明らかにした。

以上のような日本政府の人種差別の解釈、従ってまたそれを反映した人種差別撤廃協約の和訳に対し、筆者は、人種差別撤廃委員会の勧告するように、日本政府は人種差別について包括的定義を採用し、また、それに従って一部の和訳もより適切な文言に修正すべきであろうことを述べた。修正すべき文言として、descentは「世系」ではなく「出自」へ、national or ethnic originは「民族若しくは種族的出身」ではなく「民族または民族的な出身」へ修正することを提案した。

人種差別撤廃条約における人種差別の定義の解釈及びそれにとりなう和訳の文言の修正により、私たち日本人の人種差別の見方や考え方、適用範囲は格段に拡大して包括的となるであろう。そして、長年の懸案となっている沖縄の人々や部落民を人種差別撤廃条約の対象とすることも可能となるであろう。その結果、日本国内の人種差別と Black Lives Matter（「黒人の命も大切だ」）の運動の中で問題視されているアメリカ黒人への人種差別等が初めて同種の差別問題だと認識されることとなるであ

ろう。

本小論では、さらに、人種差別委員会が指摘する人種差別の交差性ないし複合性についても検討した。日本が人種差別撤廃条約に加入し（1995年）、最初の定期報告書が提出されてその報告書を審査した当初（2001年）から、人種差別撤廃委員会は、女性に対する人種差別の交差性（複合性）について取り上げ、日本政府がその種の交差的（複合的）差別に十分な関心を払っていないことを指摘し、改善を勧告している。それにもかかわらず、日本政府の対応は遅々として進んでいないように思われる。筆者は、女性差別に見られる交差性ないし複合性への配慮、改善・撤廃は当然必要であるが、その種の交差性や複合性は人種差別一般についても起こっていることから、今後は、人種差別一般の交差性・複合性にも関心を向けるべきだと考える。

本小論で明らかにしたように、人種差別撤廃条約の理念や趣旨、そしてまたその実現を目指す人種差別撤廃委員会の勧告を真摯に受け止め、日本政府が人種差別を包括的に定義し、また、人種差別の交差性（複合性）を十分に理解して人種差別の撤廃に迅速かつ効果的に取り組むことを切望する。

三  
二  
五 注

- (1) 例えば、「沖縄への基地集中は『人種差別』一國連が日本政府に勧告」『琉球新報』（2018年8月31日付朝刊）や「沖縄住民の権利



保護勧告一国連委、日本政府に」『沖縄タイムス』（2018年8月31日朝刊）等。

- (2) 例えば、「慰安婦問題、持続的解決を一国連委」、『日本経済新聞』（2018年3月31日朝刊）等。
- (3) racism（人種主義）は、今日、一般に、「1. 自分とは異なる人種に属するという理由による人に対する不当な扱いまた暴力。2. 特定の人種が他の人種より勝っているという信念」[Longman Dictionary of Contemporary English 6<sup>th</sup> Edition, 2014: 1490]などと定義されており、あくまでも「人種」に基づく行為や信念である。
- (4) Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, “International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination.”
- (5) 外務省、n. d.、「人種差別撤廃条約（和文）」。
- (6) 後に詳しく論じるように、人種差別撤廃条約英語正文第1条第1項、人種差別の定義における racial discrimination は、厳密には、日本政府（外務省）の公定訳にある「人種差別」ではなく「人種的差別」、descent は「世系」ではなく「出自」、national or ethnic origin は「民族的若しくは種族的出身」ではなく「民族または民族的出身」という訳語を充てる方が適切だと筆者は考えている。しかしながら、日本政府（外務省）の公定訳が広く一般に普及していることに鑑み、本小論でも、小論の後半で訳語の適正化を検討するまでは、日本政府（外務省）の公定訳及び仮訳の文言をそのまま使用する。
- (7) 外務省、2000、「人種差別撤廃条約第1回・第2回定期報告（仮訳）」。なお、日本政府報告書等の正文は英語で記されているが、本小論では報告書等について、特に断らない限りは外務省の

人種差別の「包括的定義」と「交差性」

「仮訳」等を用いるものとする。

- (8) 以下、「政府報告」等における括弧内の英語の文言は英語正文のものとする。
  - (9) 以下、「政府報告」等の特定の文書に言及する場合には、その文書が提出された年と簡略化した文書名を組み合わせ、例えば「2001年『政府報告』」等として示すものとする。また、政府報告や委員会所見等の文書の各段落には通し番号が打たれているので、特定の段落に言及する場合にはその段落（パラグラフ）の通し番号を用いて、例えば「パラグラフ7-9」等として示すものとする。
  - (10) United Nations Committee on the Elimination of Racial Discrimination, 2001, “Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination: Japan. 20/03/2001”、及び外務省、2001a、「人種差別の撤廃に関する委員会第58会期 人種差別の撤廃に関する委員会の所見（仮訳）」。なお、日本政府と人種差別撤廃委員会の間で交わされる公文書正文は英語で表記されているが、それらの文書については外務省が逐次「仮訳」を作成し、外務省のホームページで公表している。
  - (11) 外務省、2001b、「人種差別撤廃委員会の日本政府報告審査に関する所見に対する日本政府の意見の提出」。
  - (12) 外務省、2008、「人種差別撤廃条約第3回・第4回・第5回・第6回政府報告（仮訳）」。
  - (13) 外務省、2010、「人種差別撤廃委員会からの質問事項に対する日本政府回答（仮訳）（第3～6回政府報告審査）」。
  - (14) United Nations Committee on the Elimination of Racial Discrimination, 2010, “Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 9 of the Convention: Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimina-
- (58)

- tion: Japan”、及び外務省、2010、「第3回～第6回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の所見（仮訳）」。
- (15) 2008年6月6日、国会の衆参両議院において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されたことを指す。
- (16) 外務省、2011、「人種差別撤廃委員会の所見（CERD/C/JPN/CO/3-6）に対する日本政府コメント」。
- (17) 外務省、2012、「人種差別撤廃条約第9条、及び人種差別撤廃委員会手続規則第65条に基づく2012年3月9日付け人種差別撤廃委員会からの情報提供要請に対する回答」。
- (18) 外務省、2013、「人種差別撤廃条約第9条、及び人種差別撤廃委員会手続規則第65条に基づく2012年8月31日付け人種差別撤廃委員会からの情報提供要請に対する回答（仮訳）」。
- (19) 外務省、2013、「人種差別撤廃条約第7回・第8回・第9回政府報告（仮訳）」。
- (20) United Nations Committee on the Elimination of Racial Discrimination, 2014, “Concluding Observations on the Combined Seventh to Ninth Reports of Japan”、及び外務省、2014、「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の所見（仮訳）」。
- (21) 「世界の危機的言語リスト」の中で、ユネスコが琉球／八重山諸語を日本語の方言としてではなく、日本語から独立した固有の言語であると認定していることへの言及。
- (22) 外務省、2016a、「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の所見パラグラフ17、18及び22並びに19及び21に含まれる勧告のフォローアップ情報」（「人種差別撤廃委員会の所見（CERD/C/JPN/CO/7-9）に対する日本政府コメント（仮訳）」）。

人種差別の「包括的定義」と「交差性」

- (23) 外務省、2016b、「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の所見パラグラフ17、18及び22並びに19及び21に含まれる勧告のフォローアップ情報」（「人種差別撤廃委員会の所見（CERD/C/JPN/CO/7-9）に対する日本政府コメント（仮訳）」）。
- (24) 外務省、2017a、「人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告（仮訳）」。
- (25) 外務省、2017b、「人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告（別添）」。
- (26) United Nations Committee on the Elimination of Racial Discrimination, 2018, “Concluding Observations on the Combined Tenth and Eleventh Periodic Reports of Japan”、及び外務省、2018、「人種差別撤廃委員会 日本の第10回・第11回定期報告に関する所見（仮訳）」。
- (27) United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights, 2002, “International Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination” 及びアジア太平洋人権センター、「人種差別撤廃委員会一般的勧告29（2002）世系」。「一般的勧告29」の中で、委員会は、「世系（descent）に基づく差別がカーストおよびそれに類似する地位の世襲制度（systems of inherited status）等の、人権の平等な享有を妨げ、または害する社会階層化の形態に基づく集団の構成員に対する差別を含むことを強く再確認」（（アジア太平洋人権センター訳。（ ）内は筆者加筆））している。
- (28) ユネスコが2009年2月19日に6つの琉球諸語（奄美語、沖縄語、国頭語、宮古語、八重山語、与那国語）を日本語から独立した「危機言語」に認定したことを指す [新垣 2013 : 13-29参照]。
- (29) このコメントを提出するのとはほぼ同じ頃の2016年8月、日本政
- (60)

府は翌年に予定されていた第10回・第11回定期報告書の提出に先立ち、報告の内容等について市民・NGOとの意見交換会を開催している。その中で、市民やNGOに対しても、同和問題は条約の人種差別の定義における descent に該当しないので条約の対象にはならないとの従来の見解を繰り返している〔外務省、2016c、「第10回・11回人種差別撤廃条約政府報告 市民・NGOとの意見交換会〈概要〉】。

- (30) 外務省、2017b、「人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告別添」所収の「(沖縄県豊見城市議会) 国連各種委員会の『沖縄県民は日本の先住民族』という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書」及び「(石垣市) 国連の『沖縄県民は先住民族』とする勧告の撤回を求める意見書」。
- (31) 外務省、2018a、「人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告に関する人種差別撤廃委員会のリスト・オブ・テーマ (LOT) (仮訳)」。
- (32) 外務省、2018b、人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告に関する人種差別撤廃委員会のリスト・オブ・テーマ (LOT) に対する大鷹正人国連担当大使による口頭回答」。
- (33) 外務省、2018c、「人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告審査における大鷹正人国連担当大使の発言 (仮訳)」。
- (34) “Descent,” *Oxford English Dictionary*。
- (35) アジア太平洋人権センター、「人種差別撤廃委員会一般的勧告 29 (2002) 世系」。
- (36) 性や政治的意見、社会的出身を理由とする差別は人種差別撤廃条約の適用範囲外とするレルナーも、部落差別ははっきりとした人種的要素を欠いているものの、①カースト制度と類似していること、②地域的要素、③リストの存在、④結婚における制度等か

ら、条約の対象になるとする [レルナー 1983 : 42]。

- (37) 芹田 (編)、『国際人権条約・資料集 (第 2 版)』(1982年) の「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」(同書、23~31 頁) では、descent は「門地」と和訳されている。
- (38) nation (民族) はしばしば結束力の強い集団を組織・形成して独自の nation state (国民国家) の建設を目指したり分離・独立を指向したりすることがある。一方、共通の ethnicity (民族特性、特徴) を持つ人びとは何らかの目的を持って時として集合することはあっても、集団として分離・独立を目指したりそうした運動を展開したりすることは多くはない。
- (39) 「人種差別」の定義について、『広辞苑 (第 7 版)』[2018 : 1509] と『大辞林 (第 4 版)』[2019 : 1401] はともに、日本政府の公定訳の文言をそのまま採用している。
- (40) アジア太平洋人権センター、「人種差別撤廃委員会一般的勧告 25 (2000) —人種差別のジェンダーに関連する側面」。「一般的勧告 25」は、条約締約国に女性の差別に関する情報を定期報告書に盛り込むことを要請している。
- (41) 外務省、2016a、「第 7 回・第 8 回・第 9 回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の所見パラグラフ 17、18 及び 22 並びに 19 及び 21 に含まれる勧告のフォローアップ情報」(「人種差別撤廃委員会の所見 (CERD/C/JPN/CO/7-9) に対する日本政府コメント (仮訳)」。なお、日本政府は、2017 年 1 月の「政府報告」の提出に先立つ 2016 年 8 月に報告の内容等について市民・NGO との意見交換会を開催し、その中で、女性差別の問題とかかわる「人身取引」や「外国人及びマイノリティ女性」の人権を保護するための施策の現状を報告している [外務省、2016c、「第 10 回・11 回人種差別撤廃条約政府報告 市民・NGO との意見交換会〈概要〉」]。

(62)

- (42) 外務省、2016b、「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の所見パラグラフ17、18及び22並びに19及び21に含まれる勧告のフォローアップ情報」(「人種差別撤廃委員会の所見 (CERD/C/JPN/CO/7-9) に対する日本政府コメント (仮訳)」)。
- (43) 外務省、2018b、「人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告に関する人種差別撤廃委員会のリスト・オブ・テーマ (LOT) に対する大鷹正人国連担当大使による口頭回答 (仮訳)」。

## 参考文献

〈著書・論文〉

- 新垣知子、2013、「琉球における言語研究と課題」、沖縄大学地域研究所 (編)、『琉球諸語の復興』、芙蓉書房、13-29頁。
- 「沖縄への基地集中は『人種差別』—国連が日本政府に勧告」、2018、『琉球新報』、2018年8月31日付朝刊。
- 「沖縄住民の権利保護勧告—国連委、日本政府に」、2018、『沖縄タイムス』、2018年8月31日朝刊。
- 熊本理抄、2018、「カーストとジェンダーの複合性／交差性(1)—国連のとりくみ」、『人権問題研究所紀要』(近畿大学人権問題研究所) 33: 49-103。
- 小谷鶴次、1972、『基本的人権と国際平和—資料と研究—』、有信堂。
- 清水昭俊、2009、「親族・親類」、日本文化人類学会 (編)、『文化人類学事典』、丸善出版、126-131頁。
- 「種族」、2018、新村出 (編)、2018、『広辞苑 (第7版)』、岩波書店、1401頁。

人種差別の「包括的定義」と「交差性」

「種族」、2019、松村明・三省堂編集所（編）、2019、『大辞林（第4版）』、三省堂、2659頁。

「出自」、2018、新村出（編）、2018、『広辞苑（第7版）』、岩波書店、1403頁。

「出自」、2019、松村明・三省堂編集所（編）、2019、『大辞林（第4版）』、三省堂、1300頁。

「人種」、2018、新村出（編）、『広辞苑（第7版）』、岩波書店、1509頁。

「人種」、2019、松村明・三省堂編集所（編）、2019、『大辞林（第4版）』、三省堂、1401。

「世系」、2018、新村出（編）、『広辞苑（第7版）』、岩波書店、1601頁。

「世系」、2019、松村明・三省堂編集所（編）、『大辞林（第4版）』、三省堂、1486頁。

芹田健太郎（編）、1982、『国際人権条約・資料集（第2版）』、有信堂高文社。

フレドリクソン、ジョージ M. (李孝徳訳)、2009、『人種主義の歴史』、みすず書房。

「民族」、2018、新村出（編）、2018、『広辞苑（第7版）』、岩波書店、2843頁。

「民族」、2019、松村明・三省堂編集所（編）、2019、『大辞林（第4版）』、三省堂、2659頁。

村上正直、2005、『人種差別撤廃条約と日本』、日本評論社。

レルナー、ナタン（斎藤恵彦・村上正直訳）、1983、『人種差別撤廃条約』、世界人権宣言35周年中央実行委員会（Lerner, Natan, 1980, *The U. N. Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination*, Sijthoff & Noordhoff International Publish-



ers)。

渡邊欣雄、1987、「出自・出自集団」、石川栄吉他（編）、『文化人類学事典』、弘文堂、356-358頁。

“Racism,” 2014, *Longman Dictionary of Contemporary English* (6<sup>th</sup> ed.), Pearson, p.1490.

Thornberry, Patrick, 2016, *The International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination: A Commentary*, Oxford University Press.

〈インターネット上のウェブサイト〉

アジア太平洋人権センター、「人種差別撤廃委員会一般的勧告25 (2000)―人種差別のジェンダーに関連する側面」、<https://www.hurights.or.jp/archives/opinion/2000/03/post-1.html> (2020年9月17日閲覧)。

———、「人種差別撤廃委員会一般的勧告29 (2002) 世系」、<https://www.hurights.or.jp/archives/opinion/2002/08/post-3.html> (2020年9月17日閲覧)。

外務省、「人種差別撤廃条約 (和文)」[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv\\_j.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html) (2020年9月17日閲覧)。

———、2000、「人種差別撤廃条約第1回・第2回定期報告 (仮訳)」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/99/index.html> (2020年9月17日閲覧)。

———、2001a、「人種差別の撤廃に関する委員会 第58会期 人種差別の撤廃に関する委員会の所見 (仮訳)」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/saishu.html> (2020年9月17日閲覧)。

———、2001b、「人種差別撤廃委員会の日本政府報告審査に関する所見に対する日本政府の意見の提出」、<https://www.mofa.go.jp/>

## 人種差別の「包括的定義」と「交差性」

mofaj/gaiko/jinshu/iken.html (2020年9月17日閲覧)。

- 、2008、「人種差別撤廃条約第3回・第4回・第5回・第6回政府報告(仮訳)」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/pdfs/hokoku3-6.pdf> (2020年9月17日閲覧)。
- 、2010a、「人種差別撤廃委員会からの質問事項に対する日本政府回答(仮訳)(第3～6回政府報告審査)」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/pdfs/kaito3-6.pdf> (2020年9月17日閲覧)。
- 、2010b、「第3回～第6回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の所見(仮訳)」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/pdfs/saishu3-6.pdf> (2020年9月17日閲覧)。
- 、2011、「人種差別撤廃委員会の所見(CERD/C/JPN/CO/3-6)に対する日本政府コメント」、[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/pdfs/saishu3-6\\_fu1103.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/pdfs/saishu3-6_fu1103.pdf) (2020年9月17日閲覧)。
- 、2012、「人種差別撤廃条約第9条、及び人種差別撤廃委員会手続規則第65条に基づく2012年3月9日付け人種差別撤廃委員会からの情報提供要請に対する回答(仮訳)」、[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/pdfs/req\\_info\\_120731\\_jp.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/pdfs/req_info_120731_jp.pdf) (2020年9月17日閲覧)。
- 、2013a、「人種差別撤廃条約第9条、及び人種差別撤廃委員会手続規則第65条に基づく2012年8月31日付け人種差別撤廃委員会からの情報提供要請に対する回答(仮訳)」、[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/pdfs/kaitou\\_201301.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/pdfs/kaitou_201301.pdf) (2020年9月17日閲覧)。
- 、2013b、「人種差別撤廃条約第7回・第8回・第9回政府報告(仮訳)」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023044.pdf> (2020年9月17日閲覧)。

- 、2014、「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の所見（仮訳）」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf>（2020年9月17日閲覧）。
- 、2016a、「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の所見パラグラフ17、18及び22並びに19及び21に含まれる勧告のフォローアップ情報」（「人種差別撤廃委員会の所見（CERD/C/JPN/CO/7-9）に対する日本政府コメント（仮訳）」）、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000190405.pdf>（2020年9月17日閲覧）。
- 、2016b、「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の所見パラグラフ17、18及び22並びに19及び21に含まれる勧告のフォローアップ情報」（「人種差別撤廃委員会の所見（CERD/C/JPN/CO/7-9）に対する日本政府コメント（仮訳）」）、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000235115.pdf>（2020年9月17日閲覧）。
- 、2016c、「第10回・11回人種差別撤廃条約政府報告 市民・NGOとの意見交換会〈概要〉」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000188878.pdf>（2020年9月17日閲覧）。
- 、2017a、「人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告（本文仮訳）」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000272984.pdf>（2020年9月17日閲覧）。
- 、2017b、「人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告（別添）」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000272981.pdf>（2020年9月17日閲覧）。
- 、2018a、「人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告に関する人種差別撤廃委員会のリスト・オブ・テーマ（LOT）（仮訳）」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000395948.pdf>（2020年9月17

日閲覧)。

———、2018b、「人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告に関する人種差別撤廃委員会のリスト・オブ・テーマ (LOT) に対する大鷹正人国連担当大使による口頭回答 (仮訳)」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000395944.pdf> (2020年9月17日閲覧)。

———、2018c、「人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告審査における大鷹正人国連担当大使の発言 (仮訳)」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000395943.pdf> (2020年9月17日閲覧)。

———、2018d、「人種差別撤廃委員会 日本の第10回・第11回定期報告に関する所見 (仮訳)」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf> (2020年9月17日閲覧)。

———、n.d.「人種差別撤廃条約全文 (和訳)」、[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv\\_j.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html), Retrieved on 26 November 2020 (2020年9月17日閲覧)。

“Descent,” *Oxford English Dictionary* (3<sup>rd</sup> ed., updated in December 2015), Oxford University Press, <https://www.oed.com/view/Entry/50722?redirectedFrom=descent#eid>, Retrieved on 26 November 2020.

“Ethnic,” *Oxford English Dictionary* (3<sup>rd</sup> ed., updated in March 2014), Oxford University Press, <https://www.oed.com/view/Entry/64786?redirectedFrom=ethnic#eid>, Retrieved on 26 November 2020.

Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, “International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination,” <https://www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/cerd.aspx>, Retrieved on 26 November 2020.

“Race, no.6,” *Oxford English Dictionary* (3<sup>rd</sup> ed., updated in June 2008), Oxford University Press, <https://www.oed.com/view/Entry/>

157031?rskey=iBnyi8&result=6&isAdvanced=false#eid,  
Retrieved on 26 November 2020.

“Racism,” *Oxford English Dictionary* (3<sup>rd</sup> ed., updated in June 2008),  
Oxford University Press, [https://www.oed.com/viewdictionaryentry/  
Entry/157097](https://www.oed.com/viewdictionaryentry/Entry/157097), Retrieved on 26 November 2020.

United Nations Committee on the Elimination of Racial Discrimina-  
tion, 2001, “Concluding Observations of the Committee on the  
Elimination of Racial Discrimination: Japan. 20/03/2001,” CERD/  
C/304/Add.114, [https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/  
GEN/G01/415/57/pdf/G0141557.pdf?OpenElement](https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G01/415/57/pdf/G0141557.pdf?OpenElement), Retrieved on  
17 September 2020.

———, 2010, “Consideration of Reports Submitted by States Par-  
ties under Article 9 of the Convention: Concluding Observations  
of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination:  
Japan,” CERD/C/JPN/CO/3-6, [https://documents-dds-ny.un.org/  
doc/UNDOC/GEN/G10/415/82/pdf/G1041582.pdf?OpenElement](https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G10/415/82/pdf/G1041582.pdf?OpenElement),  
Retrieved on 17 September 2020.

———, 2014, “Concluding Observations on the Combined Seventh  
to Ninth Reports of Japan,” CERD/C/JPN/CO/7-9/, [https://  
documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G14/174/36/pdf/  
G1417436.pdf?OpenElement](https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G14/174/36/pdf/G1417436.pdf?OpenElement), Retrieved on 17 September 2020.

———, 2018, “Concluding Observations on the Combined Tenth  
and Eleventh Periodic Reports of Japan,” CERD/C/JPN/CO/10-11,  
[https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G18/  
287/65/pdf/G1828765.pdf?OpenElement](https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G18/287/65/pdf/G1828765.pdf?OpenElement), Retrieved on 17 Sep-  
tember 2020.

United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights,

三  
一  
一  
一

人種差別の「包括的定義」と「交差性」

2002, “International Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination,” <https://www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/cerd.aspx>, Retrieved on 17 September 2020.

———, 2002, CERD General Recommendation XXIX on Article 1, Paragraph 1, of the Convention (Descent), <https://www.refworld.org/docid/4538830511.html>, Retrieved on 17 September 2020.